

広島県告示第778号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和4年10月17日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都北区王子一丁目4番1号 日本製紙株式会社 代表取締役社長 野沢 徹
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市東栄二丁目1番18号 日本製紙株式会社 大竹工場

2 申請の内容

71の4-イ 汚泥の脱水施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	71の4-イ 汚泥の脱水施設1基（8-1固形燃料化設備 脱水施設）
能	力	汚泥の脱水能力 187.2m ³ /日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用法の 排出される汚水の状態	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続, 24時間/日 (季節的変動なし)	
	項目		通常	最大
排出される汚水の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6 ~ 8	6 ~ 8
	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	550	650
	浮遊物質		10	20
	窒素含有量		20	40
	燐含有量		2	10
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		8.1	8.1	
汚水等の排出先		凝集沈殿槽		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年10月17日から令和4年11月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課